

平成 30 年 5 月 7 日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 堰 八 義 博
(公印省略)

「平成 30 年度ベトナムプロモーション事業」
の委託に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、北海道観光振興に関しご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、公益社団法人北海道観光振興機構では、経済成長を続けているベトナムを、今後の成長市場と捉え、北海道への訪問客は将来的に有望とみております。その為、今年度も北海道のPRを積極的に実施して、将来の観光客誘致につなげたいと考えております。

つきましては、戦略的な宣伝誘致活動に係る事業提案を募集することと致しましたので下記要領にて企画提案を募集致します。

敬具

記

1. 委託事業名 「平成 30 年度ベトナムプロモーション事業」
2. 業務委託期間 契約締結日 ～ 平成 31 年 3 月 15 日
3. 業務委託内容 ベトナム市場における次の事業の企画提案・実施
 - (1) JNTO主催セミナー商談会の実施
 - (2) ジャパンベトナムフェスティバルへの出展
 - (3) セールスコールの実施
 - (4) 独自セミナーの開催
 - (5) 事業実施内容の効果測定、報告書の作成
 - (6) 上記以外でさらなる広告宣伝や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施他
4. 事業費 5,000,000 円 (消費税等込)
5. 事業説明会の実施
事業詳細に関する説明会は開催致しません。
6. スケジュール (予定)
 - 5 月 21 日 (月) 企画提案参加表明締切
 - 5 月 28 日 (月) 企画提案書の提出期限

5月下旬	企画提案の審査、委託事業者決定
6月中旬	契約締結・業務開始

※日程については、変更になることがありますので、その都度ご確認ください。

以上

<お問い合わせ>

〒060-0003

札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
誘客推進事業部 海外プロモーションG 担当 掛田

TEL 011-231-6736

FAX 011-232-5064

E-mail m_kakeda@visithkd.or.jp

「北海道観光成長市場開拓促進事業（ベトナム市場）」 企画提案指示書

1. 目的

日本を訪問する外個人観光客は、2017年には約2,869万人を記録し、前年同期比約19.3%の増加となった。ベトナムに関しては、同じく2017年に30万8千人を記録（前年同期比約32.1%）し、引き続き増加傾向にある。北海道には、豊富な観光資源に恵まれていることから、ベトナムからの観光客誘客を目的に、次のとおりベトナム市場へのプロモーション事業を実施する。

2. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（※以下、「観光機構」という）が主体となり、民間企業等に委託して実施。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること。

(1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。

ただし、コンソーシアムの場合には構成員の内1者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする。

- ① 民間企業
- ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
- ③ その他の法人、又は法人以外の団体等

(2) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること

(3) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。

(4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

5. 委託期間及び業務スケジュール

委託期間：契約締結の日～平成31年3月15日（予定）

業務スケジュール：

- | | |
|----------|-----------------|
| 5月21日（月） | 企画提案参加表明締切 |
| 5月28日（月） | 企画提案書の提出期限 |
| 5月下旬 | 企画提案の審査、委託事業者決定 |
| 6月中旬 | 契約締結・業務開始 |

※日程については、変更になることがありますので、その都度ご確認ください。

6. 業務委託内容

以下の事業内容について企画提案すること。

(1)JNTO 主催セミナー商談会参加

- ①日 時 平成31年1月 実施予定
- ②場 所 ホーチミン市内イベント会場
- ③ツール制作 ベトナムの旅行会社の北海道に関する認知度に対応した内容のツールを作成すること。ツールの種類については、ベトナムの旅行会社が商品造成の際に有効活用できるものを選択すること。
- ④通訳 ベトナム語通訳を1名手配すること。

(2)ジャパンベトナムフェスタへの出展

- ①名 称 JAPAN VIETNAM FESTIVAL
- ②期 間 平成31年1月19日(土)及び20日(日)
- ③場 所 ベトナム国ホーチミン市 9月23日公園
- ④ブース数 2ブース
- ⑤旅行博内容 別添「JAPAN VIETNAM FESTIVAL 企画書」のとおり。
- ⑥業務内容 ブース出展に係る企画、運営
ブース運営に必要な各種備品の手配
装飾に関する企画、調整
配布資料の企画、制作
資料等の送付
通訳の手配
北海道側参加者の取りまとめ
アンケートの実施(300以上)

(3)セールスコールの実施

(1)及び(2)の日程の前後に、航空会社、旅行会社及びメディアを対象としたセールスコールを実施すること。対象とする航空会社、旅行会社及びメディア並びに実施内容については、各業種の特性に応じたものとし、適切に企画すること。

- ①セールスコールの企画
- ②セールスコール先選定及び訪問予約(5者程度)
- ③ベトナム語通訳手配×1名

(4)北海道セミナーの開催

(1)(2)(3)の日程の前後に、旅行会社及びメディアを対象に、北海道の魅力をPRするために、北海道セミナーを開催し、パワーポイントでのプレゼンテーションや、北海道料理等の提供により、北海道を身近に感じてもらい、北海道への誘客を推進する。

- ①北海道セミナー会場の確保(北海道料理を提供できる施設)
- ②北海道セミナー参加者の選定と参加依頼

③セミナー用パワーポイント作成

④ベトナム語通訳手配×1名

(5)旅行会社招聘

ベトナムからの観光客を将来的に誘客できる旅行会社を数社招聘し、北海道の主要な観光地を紹介する。招聘者には、ベトナム帰国後、北海道セミナーで体験談をプレゼン依頼。招聘時には、ベトナム旅行会社、道内観光関係者とのビジネスマッチング、意見交換などの機会を設定する。

意見交換会を実施。

(6)上記以外でさらなる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施

(7)報告書の作成

上記(1)～(7)の事業内容に関する報告書を作成すること。

7. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。

(1) 表明期限：平成30年 5月21日(月) 15時

(2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人北海道観光振興機構

誘客推進事業部 海外プロモーションG(担当：掛田)

TEL 011-231-6736

Email: m_kakeda@visithkd.or.jp

(3) 表明方法：メールにて行うこと(様式は任意、メール本文でも可)。

8. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。

企画提案書作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) 企画提案事項の総括表

企画提案の内容をA4一枚に簡潔にまとめたものを作成し、企画書の冒頭に配置すること。

(2) これまでの事業実績

会社の業務内容及び本事業類似の事業の実績について、過去3年分を記載すること。

なお、観光機構事業の実績についても記載すること。

(3) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、外注先及び協力先等を明記し、具体的に記載すること。

なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載

し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(4) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(5) 見積書

費用項目の明細を記載すること。

※交通費、宿泊料、会場使用料、ブース出展料、送料、広告宣伝費等
観光機構職員の旅費は見積に含めないこと。

9. 予算上限額

5, 000千円 (消費税含む)

10. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4版のみとする。また、企画提案書の頁数は全体で30頁以内とすること。
- (2) 企画提案は1者1提案とする。企画提案を行う者が、他の提案者の外注先または協力先となることは認めない。ただし、企画提案者でない者が、外注先または協力先として複数の提案に記載されることは可とする。
- (3) 企画提案において外注先及び協力先を記載する際には、当該外注先及び協力先に対して、企画提案に記載することについて事前に承諾を得ること。
- (4) 提案の内容で、A案・B案等と複数の案を記載している提案は審査対象外とする。
- (5) 本事業の事業費以外の費用を要するオプション事業の提案などは行わないこと。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された企画提案書は返却しない。

11. 企画提案書の提出

(1) 提出部数 5部

(会社名、業務従事者指名を記載したもの1部、記載しないもの4部)

(2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人北海道観光振興機構

誘客推進事業部 海外プロモーションG (担当:掛田)

TEL 011-231-6736

(3) 提出期限 平成30年 5月28日(月) 15時

(4) 提出方法 提出場所に持参または郵送(提出期限必着)すること。

ファクシミリ、メールでの提出は不可。

12. 企画提案に関するヒアリング

- (1) 提出していただいた企画提案についてヒアリング審査を行います。
- (2) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は、書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とします。
- (3) ヒアリング日時及び場所は、別途お知らせします。
- (4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなします。
- (5) ヒアリング時の追加資料の配布については認めません。

1 3. 企画提案の評価基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 企画提案の目的適合性

- ① 旅行博覧会出展の内容は、ベトナム市場の特性に応じた内容となっているか。また、ベトナム人観光客誘致の促進のために効果的か。
- ② セールスコール及び意見交換会の内容は、ベトナムの旅行会社及びメディアの状況に応じた内容となっているか。
- ③ 商談会のツールについては、ベトナムの旅行会社が旅行商品を造成する際に有効なものか。

(2) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。

(3) 業務遂行能力

ベトナム市場の特性を踏まえた事業を実施するためのノウハウを備えており、また、その企画内容を遂行する能力があるか。

1 4. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。

1 5. その他

- (1) 提出された企画提案書は、本事業委託先の特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「北海道観光成長市場開拓促進事業（ベトナム市場）」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「北海道観光成長市場開拓促進事業（ベトナム市場）」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は、
とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合には、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、_____が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外____社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本____通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契

約書に添えて発注者に提出する。

平成 年 月 日

代表者 (所在地)
(名 称)

(代表者)

㊞

構成員 (所在地)
(名 称)

(代表者)

㊞

構成員 (所在地)
(名 称)

(代表者)

㊞